

注釈・フランス家族法（10）

田 中 通 裕

目次

I 序説	(61巻3号)
II 民法典第1編第5章「婚姻」	(61巻3号, 4号, 62巻2号, 3号)
III 民法典第1編第13章「民事連帯協約及び内縁」	(62巻4号)
IV 民法典第1編第6章「離婚」	(63巻2号, 3号, 4号, 64巻1号)
V 民法典第1編第7章「親子関係」	(以下, 本号)
第1節 一般規定	
第1款 証明及び推定	
第2款 親子関係に関する法律の抵触	
第3款 生殖に対する医療補助	

V 民法典第1編第7章「親子関係」(De la filiation)

[一] 民法典第1編第7章の内容

民法典第1編第7章は、親子関係 (filiation) について規定する。親子関係とは、子をその母および父に結びつける法的関係である。親子関係は血族関係 (parenté) の基礎となるとともに、種々の財産的・非財産的効果を発生させる。法的親子関係には、生殖 (procréation) に基礎づけられる場合とそれとは無関係な場合とが存在する。第7章は前者についての規定であり、後者については第8章「養親子関係」(De la filiation adoptive) に規定される。

1972年1月3日の法律による改正によって、民法典第1編第7章「親子関係」は、第1節「嫡出親子関係及び自然親子関係に共通の規定」、第2節「嫡出親子関係」、および第3節「自然親子関係」から構成されることになった。第1節には、その後、生命倫理に関する1994年7月29日の法律によって「医学的に補助された生殖」(第4款)が、2002年3月4日の法律(2003年7月18日の法

律によって改正)によって「氏の付与の規則」(第5款)が追加された。

嫡出親子関係と自然親子関係の区別を撤廃し、嫡出子・自然子たる表現を廃止した2005年7月4日オールドナンスが、第7章の構成を大きく変えたことはいうまでもない。本オールドナンスによる改正によって、第7章は、第1節「一般規定」、第2節「親子関係の確立」、第3節「親子関係に関する訴え」、第4節「援助金を目的とする訴え」から構成されることになった。

[二] 親子関係法の変遷

(1) 古法時代には、キリスト教会の影響の下、自然子(enfant naturel=非嫡出子・私生子)は苛酷な地位に置かれた。そこでは、父の搜索は許されたが、相続権は認められず、扶養料の請求だけが認められた。革命期には、自然子にも嫡出子と同等の相続権が認められるに至ったが、他方で父の搜索が禁止された(共和2年霧月12日法)。

1804年のナポレオン法典は、父の搜索を原則的に禁止しながらも、自然子の相続権を認める(もっとも、嫡出子には大きく劣後する)立場をとった。その後、19世紀末以降、以下のような立法によって、自然子の地位の向上が徐々に図られていった。1896年3月25日の法律(自然子の相続権を拡大する)、1912年11月16日の法律(一定の場合に父の搜索を許す)、1955年7月15日の法律(親子関係の確立が禁じられた姦生子・乱倫子—(2)参照—について、扶養料の請求を認める)など。しかし、親子関係法の全面的改正には、1972年1月3日の法律を待たなければならなかった。

(2) 1972年法は、2つの主要な目的を有した。第1は、すべての子の間における平等の実現を図ることであった。1804年のナポレオン法典は、婚姻を家族の基礎とした反面、自然子の権利を制限し、自然子とその父母の家族から排除した(自然子はその父または母とのみ血族関係を持ち、父母の血族とは血族関係をもたない)。その後、自然子の法的地位に若干の改善がみられたものの、依然嫡出子のそれと比較して劣位に置かれていたが、1972年法によって、「自然子は、その父母との関係において、一般に嫡出子と同一の権利及び同一の義務を有する」(旧334条1項)、「自然子はその親の家族に入る」(同2項)との規定が置かれ、嫡出子と自然子の平等の原則が宣言されるとともに、自然子も

その父または母の家族に属する（自然子もその父母の血族と血族関係をもつ）ことになった。しかし、1972年法によっても、嫡出子と自然子の完全な平等が実現したわけではない。フランス法では伝統的に自然子を、両親とも婚姻していない（両親が婚姻を禁止された近親関係にもない）場合の単純自然子（enfant naturel simple）、少なくとも両親の一方が第三者と婚姻している場合の姦生子（enfant adultérin）、両親が婚姻を禁止された近親関係にある場合の乱倫子（enfant incestueux）の3種類に区別し、種々の差異を設けてきた。1972年法はこのような侮蔑的用語は廃止したものの、実質的区別は残された。「姦生子」については、その親の相続において相続分が嫡出子に劣後した（旧760条—このような不平等が解消されるのは、2001年12月3日の法律によってである）。また、「乱倫子」については、その父母の一方（通常は母）とのみ親子関係の確立が認められるにすぎなかったのである（旧334条の10—なお、このような制約は現行法でも維持されている⇒310条の2）。

1972年法の第2の目的は、親子関係における「真実」（vérité）の追究であった。すなわち、立法者は、子が生物学的な親に結び付けられることを望んだ（その一例としては、嫡出父子関係否認の訴えの要件が緩和されたことを挙げることができる）。しかしながら、立法者は、このような「生物学的真実」（vérité biologique）のみならず、「身分占有」（possession d'état）（⇒311条の1参照—その他多くの条文が「身分占有」について規定する）が表す、いわゆる「社会学的真実」（vérité sociologique）にも重要な地位を与え、両者の均衡を図った。

（3）その後も、1982年6月25日の法律（身分占有を自然親子関係の確立の方法として承認する）、1993年1月8日の法律〔匿名出産（accouchement sous X）の民法典への導入、準正に関する規定の改正、親子関係についての管轄を有する家族事件裁判官の創設など〕によって、親子関係法の部分的改正が行われた。さらには、生命倫理に関する1994年7月29日の法律が制定された。

（4）やがて、2005年7月4日オルドナンスによって、親子関係法の重要な改正がなされることになった。本オルドナンスは、①子の地位の平等化を図り、嫡出親子関係と自然親子関係の区別を撤廃する（「嫡出子」、「自然子」たる表現は廃止された）—その結果、「準正」（légitimation）（329条以下）に関する規

定は削除された一、②母子関係の確立の要件を統一する、③身分占有の認定の要件を明確化する、④親子関係の裁判による確立の手続についての制度を調整することなどを目的とした。

なお、2009年1月16日の法律は2005年オルドナンスを追認するとともに、幾つかの規定について改正を行った。

(5) 現行の親子関係法は、「平等 (égalité), 真実 (vérité), 安定性 (stabilité) の3つの柱」のもとに構築されている (Malaurie et Fulchiron, *La famille*, 4^e éd., 2011, n° 924)。1972年法以降の改正によって、子の平等化が推進・徹底されたことはいうまでもない。「真実」の尊重については、「生物学的真実」が科学技術の進歩により益々その占める地位を増大させていることは否定できない。しかし、親子関係の確立においては、しばしば他の要素が生物学的真実の追究を補完・緩和するとともに、現行法のもとでも生物学的真実へのアクセスが禁止されることもある (近親婚として婚姻が禁止される男女の間に生まれた子について⇒310条の2, 匿名出産の場合⇒326条)。また、「安定性」の要請から、生物学的真実の追究が制約されることにもなる (⇒333条, 321条)。

第310条 (2002年3月4日の法律第305号) 親子関係が適法に確立されるすべての子は、その父母との関係において同一の権利及び同一の義務を有する。それらの者は、父母の各々の家族に入る。

Art. 310 (*L. n° 2002-305 du 4 mars 2002*) Tous les enfants dont la filiation est légalement établie ont les mêmes droits et les mêmes devoirs dans leurs rapports avec leur père et mère. Ils entrent dans la famille de chacun d'eux.

本条は、すべての子とその父母との関係において平等であることを宣言する。1972年法が民法典第334条に嫡出子と自然子の平等を宣言する規定を設けたが (⇒本章冒頭の解説 [二] (2) 参照), 2002年法によって (310条の1として) 現行規定のように改正された。2005年オルドナンスは、その規定を文言は変更せず、(310条として) 第7章の4つの節の前に置いた。

第1節 一般規定 (Dispositions générales)

親子関係法の「一般規定」を定める本節では、まず、親子関係の確立には、「法律の効果」による場合、「任意認知」による場合、「公知証書によって認定される身分占有」による場合の3つに加えて、「判決」による場合が存在すること(⇒310条の1)、および親子関係の確立が禁止される場合がある(⇒310条の2)ことが規定される。

これらの規定の後に、4つの款が置かれている。第1款「証明及び推定」では、まず、第310条の1に規定される親子関係の確立の形態に対応して、親子関係の証明の形態が規定される(⇒310条の3)。次いで、懐胎の時期に関する推定およびその推定の性質(⇒311条)、身分占有の要素・性質(⇒311条の1、311条の2)が規定されている。

第2款では、「親子関係に関する法律の抵触」、第3款では、「生殖に対する医療補助」、第4款では、「氏の付与の規則」について、それぞれ規定が設けられている。

第310条の1 (2005年7月4日のオルドナンス第759号) ①親子関係は、本章第2節に定められる条件のもと、法律の効果によって、任意認知によって、又は公知証書により認定される身分占有によって、適法に確立される。②親子関係はまた、本章第3節に定められる条件のもと、判決によっても確立されうる。

Art. 310-1 (*Ord. n° 2005-759 du 4 juill. 2005*) La filiation est légalement établie, dans les conditions prévues au chapitre II du présent titre, par l'effet de la loi, par la reconnaissance volontaire ou par la possession d'état constatée par un acte de notoriété.

Elle peut aussi l'être par jugement dans les conditions prévues au chapitre III du présent titre.

本条は、親子関係の確立(établissement)⁽¹⁾には4つの形態が存在することを

(1) この「établissement」については「立証」と訳されることもあるが、第310条の3の「preuve」(証明)と明確に区別するために(⇒第310条の3の注釈参照)、本稿では最近の

規定する。本条1項によれば、そのうちの非訟的な形態のものとしては、「法律の効果」による場合、「任意認知」による場合、「公知証書 (acte de notoriété)」によって認定される身分占有 (possession d'état)」による場合の3つがある。さらには、本条2項によれば、「判決」によっても親子関係は確立されうる。

「法律の効果」による場合としては、母の夫の父性推定 (⇒312条以下) による場合および子の出生証書における母の表示 (⇒311条の25) による場合がある。「任意認知」による場合については、第2節第2款 (⇒316条) 参照。「公知証書によって認定される身分占有」については第2節第3款 (⇒317条) 参照。

第2項のいう「判決」を得るための訴えについては第3節第2款 (⇒325条, 327条, 329条, 330条) 参照。

第310条の2 (2005年7月4日のオルドナンス第759号) 子の父母の間に第161条及び第162条によって定められる血族関係を原因とする婚姻障害の一つが存在する場合には、親子関係がすでにその一方に関して確立されているときには、いかなる方法によっても他方に関して親子関係を確立することは禁止される。

Art. 310-2 (*Ord. n° 2005-759 du 4 juill. 2005*) S'il existe entre les père et mère de l'enfant un des empêchements à mariage prévus par les articles 161 et 162 pour cause de parenté, la filiation étant déjà établie à l'égard de l'un, il est interdit d'établir la filiation à l'égard de l'autre par quelque moyen que ce soit.

[一] 本条は、近親婚として婚姻が禁止される男女の間に生まれた子について、(その父母の一方との間の親子関係を確立することは認められるが) 両親との親子関係を確立することを禁止する。このように両親との親子関係の確立を禁止されるのは、近親婚として婚姻が禁止される男女の間に生まれたすべて

文献による訳語 [齋藤哲志「親子」日仏法学26号 (2011年) 158頁] に従い「確立」と訳すことにする—「定立」[西希代子「比較法的検討—フランス」家族<社会と法>28号 (2012年) 67頁] という訳語もありえよう。

の子ではなく、「第161及び第162条によって定められる血族関係を原因とする婚姻障害の一つが存在する場合」のみである。換言すれば、直系血族間（⇒161条）および兄弟姉妹間（⇒162条）に生まれた子についてのみである。直系姻族間（⇒161条）ないしはおじとめい、おばとおいの間（⇒163条）に生まれた子は、本条の対象ではない。本条に従って父母の一方との親子関係しか確立されえないということになれば、親子関係が確立されるのはほとんどの場合は母子関係ということになろう（311条の25によって母子関係が確立される一父による出生前の認知がある場合は例外的に父子関係のみが確立されることになろう）。しかし、子が父に対して援助金を請求することは禁止されない（⇒342条以下）。

[二] ナポレオン法典は、姦生子、乱倫子（⇒本章冒頭の解説 [二]（2）参照）の親子関係の確立を禁止した（335条・342条—わが国では明治民法においてもこのような禁止はなかった）。このような禁止は、姦通や乱倫が公になることを避けることがその立法趣旨であった。1972年1月3日の法律は、姦生子・乱倫子の親子関係の確立の自由化を進めたが、乱倫子については次のように規定した。「自然子の父母の間に先の第161条及び第162条によって定められる血族関係を原因とする障害の一つが存在する場合には、親子関係がすでにその一方に関して確立されているときには、他方に関して親子関係を確立することは禁止される」（旧334条の10）。2005年7月4日のオルドナンスによっても、このような制約はそのまま維持されたといえることができる。

[三] なお、2004年1月6日の破毀院判決（Civ.1^{re}, 6 janv.2004, *Bull. civ.*I, n° 2）は、母とその異父兄弟との間の子（母との親子関係がすでに確立されている）について、父との単純養子縁組を（旧）334条の10に反するとして認めなかった。本条が「いかなる方法によっても」禁止すると規定するのは、この判例を踏まえた結果である。

第1款 証明及び推定（Des preuves et présomptions）

第310条の3 （2005年7月4日のオルドナンス第759号）①親子関係は、

子の出生証書によって、認知証書によって、又は身分占有を認定する公知証書によって証明される。

②本章第3節の適用によって訴えが提起される場合には、親子関係は訴えの受理可能性の留保のもとにすべての方法によって証明され、かつ争われる。

Art. 310-3 (Ord. n° 2005-759 du 4 juill. 2005) La filiation se prouve par l'acte de naissance de l'enfant, par l'acte de reconnaissance ou par l'acte de notoriété constatant la possession d'état.

Si une action est engagée en application du chapitre III du présent titre, la filiation se prouve et se conteste par tous moyens, sous réserve de la recevabilité de l'action.

本条は、親子関係の証明 (preuve) の形態について規定する。本条1項によれば、親子関係の証明には、子の出生証書 (acte de naissance) による証明、認知証書 (acte de reconnaissance) による証明、身分占有を認定する公知証書 (acte de notoriété) による証明 (身分占有が「身分占有認定の訴え」においても証明されうることについて⇒330条) がある。本条2項は、訴訟における証明の自由の原則を宣言する。

なお、第310条の1が親子関係の「確立」(établissement) の形態を規定するのに対し、本条が規定するのは親子関係の「証明」(preuve) の形態である。ここには、「実体」(fond) (310条の1が規定する) と「証明・証拠」(本条が規定する) とを明確に区別しようとする2005年オルドナンスの意図がみられる。

第311条 (1972年1月3日の法律第3号) ①法律は、子が出生の日の前300日目から180日目に及ぶ、その日を含めての期間中に懐胎されたものと推定する。

②懐胎は、子の利益のために請求されるところに従い、この期間のいかなる時にでも生じたものと推定される。

③これらの推定を覆すために、反対の証明が受理されうる。

Art. 311 (*L. n° 72-3 du 3 janv. 1972*) La loi présume que l'enfant a été conçu pendant la période qui s'étend du trois centième au cent quatre-vingtième jour, inclusivement, avant la date de la naissance.

La conception est présumée avoir eu lieu à un moment quelconque de cette période, suivant ce qui est demandé dans l'intérêt de l'enfant.

La preuve contraire est recevable pour combattre ces présomptions.

[一] 本条は、懐胎の時期に関する推定を規定する。ここでは、明確な事実である子の出生の日時から出発して、懐胎の日付を決定するために2つの推定が置かれる。その1つは、本条1項が規定する懐胎の期間についての推定であり、今1つは、本条2項が規定する懐胎の日付についての推定である。

[二] 本条1項によれば、子は出生の日の前の300日目から180日目に及ぶ期間中に懐胎されたと推定される。したがって、懐胎の法定期間は（初めの日および終わりの日を含めると）121日である。このように懐胎期間を最長で300日、最短で180日とする推定は、民法典原始規定以来変わっていない（1972年法、2005年オールドナンスによっても改正されていない）。しかし、懐胎期間が180日未満でも子を生存させることが医学技術の進歩により不可能ではなくなっている（反対に懐胎期間が300日以上に及ぶこともありうる）。そのため、1972年法は、本条3項にこの推定が反対の証明によって覆されることを規定した。

[三] 本条1項は懐胎期間を推定するが、この121日間のうち子が懐胎された日付を確定する必要がある場合に対応するのが本条2項の規定である。本条2項は、子（子が未成年の場合にはその法定代理人）が子の懐胎の日を第1項に規定される法定期間のいかなる日にすることも、子の利益に従って選択できる（たとえその選択が生物学的真実に反していても）ことを規定する。この規定は、生物学的真実に反しても子の利益を尊重しようとするものである。なお、選択される子の懐胎の日に母が婚姻している場合には、子は原則として母の夫に結びつけられる（⇒312条）。

[四] 本条3項は、1項および2項に規定される2つの推定が、いわゆる「単純推定」（*présomption simple*）である、すなわちこれらの推定が反対の証明によって覆されうることを規定する。まず、すべての利害関係人は、懐胎期

間が300日を超え、または180日に満たなかったことを証明することを認められる。また、子（またはその法定代理人）による懐胎日の選択が、すべての利害関係人によって争われうるのである。生物学的真実の追究を目的とする。かつての判例は2つの推定を反対の証明により覆すことはできないとする立場であったが、1972年法はそれまでの判例と反対の立場を明確にした。

第311条の1 (2005年7月4日のオルドナンス第759号) ①身分占有は、ある者とその者が属するとされる家族との間の親子関係及び血族関係を示す事実の十分な集合によって確立される。

②これらの事実の主要なものは、以下のとおりである。

- 一 その者がそれらから生じたとされる者によってそれらの者の子として取り扱われ、かつその者自身がそれらの者をその親として取り扱ったこと。
- 二 それらの者が、親の資格で、その育成、養育及び自立に資したこと。
- 三 その者が、社会においてかつ家族によって、それらの者の子として認められていること。
- 四 その者が公権力によってそのような者とみなされていること。
- 五 その者がそれらから生じたとされる者の氏を称していること。

Art. 311-1 (*Ord. n° 2005-759 du 4 juill. 2005*) La possession d'état s'établit par une réunion suffisante de faits qui révèlent le lien de filiation et de parenté entre une personne et la famille à laquelle elle est dite appartenir.

Les principaux de ces faits sont:

- 1° Que cette personne a été traitée par celui ou ceux dont on la dit issue comme leur enfant et qu'elle-même les a traités comme son ou ses parents;
- 2° Que ceux-ci ont, en cette qualité, pourvu à son éducation, à son entretien ou à son installation;
- 3° Que cette personne est reconnue comme leur enfant, dans la société et par la famille;
- 4° Qu'elle est considérée comme telle par l'autorité publique;
- 5° Qu'elle porte le nom de celui ou ceux dont on la dit issue.

[一] 本条は、身分占有 (possession d'état) の要素を規定する。身分占有は、子がある者から生まれたと思わせる明確な事実 (社会的事実) から子とその者の間の親子関係を推定する、親子関係に関する法律上の推定 (présomption légale) である。ナポレオン法典では、嫡出の親子関係は身分占有によって確立されえたが (ナポレオン法典原始規定320条参照)、自然親子関係の身分占有による確立は認められなかった。身分占有が自然親子関係についても独立した確立の形態であることを初めて明文で承認したのは、1982年6月25日の法律 (1982年法による旧334条の8参照) である (このような確立の形態は、認知をせずに親が死亡し、親子関係に関する訴えの出訴期間が経過してしまった場合に実益があった)。現行法において、公知証書により認定される身分占有が親子関係の確立の一形態とされることについては⇒310条の1、317条参照。

[二] 身分占有は親子関係を示す「事実の十分な集合」によって確立されるのであり、このような事実の主要な要素が本条2項に列挙される。しかしながら、身分占有が存在するためには、2項によって列挙されるすべての要素が必要というわけではない (Civ, 1^{re}, 5 juill. 1998, D.1989.398)。

身分占有は、伝統的に次の3つの要素から構成されると考えられた。(1) 「取扱い」 (traitement, tractatus), (2) 「世評」 (renommée, fama), (3) 「氏」 (nom, nomen)。本条2項の1・2号はこのうちの(1)に、3・4号は(2)に、5号は(3)に関わる要素である。本条2項は、1972年法による311条の2が実質的な変更を受けることなくほぼそのまま受け継がれたものである。ただ、2005年オールドナンスが3つの要素の順序を変更したことが注目される (1972年法では「氏」、「取扱い」、「世評」の順であったが、2005年オールドナンスは現行法における重要度の順序を踏まえて、「取扱い」、「世評」、「氏」の順に改めた)。

(1) 「取扱い」 3つのうちの最重要な要素である。親と主張される者が、ある者をその子として取り扱い、親としての資格でその「育成、養育及び自立」に資することである。具体的には、子との共同生活、養育費の支払い (裁判によって扶養料の支払いが命じられた場合はこのような考慮の対象とはならない—Civ, 1^{re}, 28 mai 1991, Bull. civ. I, n° 166), 子との面会・文通などが考慮される (子の年齢、父母の状況などによって考慮される事実は異なることになろう)。

なお、1972年法による改正までは、親の側の子に対する「取扱い」のみが規定されていたが、1972年法以降は子が親として取り扱ったことをも考慮する旨規定されることになった。

(2)「世評」 家族、社会（隣人・知人など）、公権力によって親子であると認められていることである。「公権力」(autorité publique)は、1972年法によって追加された。身分証明書・パスポート・家族手帳など、行政機関によって交付された書類が重要な役割を果たすことになる。

(3)「氏」 氏は家族的外観の徴表であるところから、身分占有の要素とされる。しかし、氏における個人の呼称としての性格の強化に伴い、氏の身分占有の要素としての重要性が低下していることは否定できない。

第311条の2 (2005年7月4日のオルドナンス第759号) 身分占有は、継続し、平穩、公然かつ明瞭でなければならない。

Art. 311-2 (Ord. n° 2005-759 du 4 juill. 2005) La possession d'état doit être continue, paisible, publique et non équivoque.

[一] 本条は、身分占有の性質に関する規定である。本条によれば、身分占有には継続性のほか、平穩性、公然性、明瞭性が求められる。

まず、身分占有は一定の継続性を示さなければならず、一時的なないしは時たまの事実があったというだけではこの継続性の要件を満たさない。もっとも、一定の期間の継続があれば、中断を許さないわけではない。すなわち、習慣的事実 (faits habituels) が存在すれば十分であり、連続性は要求されない (Civ.1^{re}, 6 mars 1996, D.1997.48)。身分占有が子の出生から開始していることが必要か、また、身分占有が主張される時点にもそれが存在していることが必要であるかも問題となるが、いずれについても原則としてそれを必要としないとするのが一般的な見解である。

[二] 1972年法は身分占有の性質として継続性のみを規定していたが(旧311条の1・2項)、2005年オルドナンスは、物の占有についての規定(旧2229条、新2261条)を子の身分占有にも適用する判例の立場を踏まえて、身分占有はさらに、平穩 (paisible)、公然 (publique) かつ明瞭 (non équivoque) でな

ければならないことを明文化した。

公然性の必要性は、「世評」の要素（⇒第311条の1）を通じて、身分占有の概念のなかにすでに包含されているというべきであろう。平穏性は、子の誘拐・奪取の場合には否定される。明瞭性を否定すべき曖昧さは、たとえば夫による子の身分占有と母の愛人によるそれとの相矛盾する2つの身分占有の併存から生じうる（この場合、いずれの身分占有も明瞭性を否定される）。

第311条の3乃至第311条の13 削除又は条文番号の変更

第2款 親子関係に関する法律の抵触 (Du conflit des lois relatives à la filiation)

第311条の14 (1972年1月3日の法律第3号) 親子関係は、子の出生の日における母の属人法によって規律される。母が知られない場合には、子の属人法による。

Art. 311-14 (*L. n° 72-3 du 3 janv. 1972*) La filiation est régie par la loi personnelle de la mère au jour de la naissance de l'enfant; si la mère n'est pas connue, par la loi personnelle de l'enfant.

第311条の15 (1972年1月3日の法律第3号) ただし、(2005年7月4日のオルドナンス第759号)《子及びその父母又は父母の一方が》フランスにおいて共通の又は別個の常居所を有する場合には、親子関係の他の要素が外国の法律に依拠することがありえたときでも、身分占有はフランスの法律に従ってそれから派生するすべての結果を発生させる。

Art. 311-15 (*L. n° 72-3 du 3 janv. 1972*) Toutefois, si (*Ord. n° 2005-759 du 4 juill. 2005*) «l'enfant et ses père et mère ou l'un d'eux» ont en France leur résidence habituelle, commune ou séparée, la possession d'état produit toutes les conséquences qui en découlent selon la loi française, lors même que

les autres éléments de la filiation auraient pu dépendre d'une loi étrangère.

第311条の16 2005年7月4日のオルドナンス第759号により削除

第311条の17 (1972年1月3日の法律第3号) 父子関係又は母子関係の任意認知は、あるいはその親の属人法に、あるいは子の属人法に従って行われた場合には有効である。

Art. 311-17 (*L. n° 72-3 du 3 janv. 1972*) La reconnaissance volontaire de paternité ou de maternité est valable si elle a été faite en conformité, soit de la loi personnelle de son auteur, soit de la loi personnelle de l'enfant.

第311条の18⁽²⁾ (1972年1月3日の法律第3号) 援助金を目的とする訴えは、子の選択により、あるいは子の常居所の法律により、あるいは債務者の常居所の法律によって規律される。

Art. 311-18 (*L. n° 72-3 du 3 janv. 1972*) L'action à fins de subsides est régie, au choix de l'enfant, soit par la loi de sa résidence habituelle, soit par la loi de la résidence habituelle du débiteur.

第3款 生殖に対する医療補助 (De l'assistance médicale à la procréation)

第311条の19 (1994年7月29日の法律第653号) ①第三者たる提供者を伴う医療的に補助された生殖の場合には、いかなる親子関係も提供者とその生殖から生まれた子との間に確立されえない。

(2) 本条は、2009年1月16日の法律第61号によって削除された。

②いかなる責任の訴えも、提供者に対しては行使されえない。

Art. 311-19 (*L. n° 94-653 du 29 juill. 1994*) En cas de procréation médicalement assistée avec tiers donneur, aucun lien de filiation ne peut être établi entre l'auteur du don et l'enfant issu de la procréation.

Aucune action en responsabilité ne peut être exercée à l'encontre du donneur.

[一] 医学の進歩により、「医療的に補助された生殖」(procréation médicalement assistée—PMA)によって子が誕生することが可能になった。フランスでは、1994年に生命倫理に関する3つの法律が成立したが、とくにそのうちの2つの法律、すなわち「人体の尊重に関する1994年7月29日の法律第653号」および「人体の構成要素及び産物の提供及び利用、生殖に対する医療補助並びに出生前診断に関する1994年7月29日の法律第654号」が医療的に補助された生殖に対する規制を行った。

1994年の法律第653号は、民法典第1編第1章に「人体の尊重」とタイトルがつけられた第2節(16条～16条の9)を設けるとともに、同法典第1編第7章第1節に「医療的に補助された生殖」とタイトルがつけられた第4款(その後、2005年7月4日のオルドナンス第759号によって、第1編第7章第1節第3款「生殖に対する医療補助」に改正された)を設け、本条および次条の2つの条文を第4款に置いた。また、1994年の法律第654号は、公衆衛生法典(Code de la santé publique)に「生殖に対する医療補助」に関する規定を設けている。なお、1994年の法律は、その後、「生命倫理に関する2004年8月6日の法律」によって改正された(公衆衛生法典も改正されている)。

[二] 「生殖に対する医療補助」(assistance médicale à la procréation)とは、「試験管内の懐胎(conception *in vitro*)、胚移植(transfert d'embryons)及び人工授精(insémination artificielle)を可能にする臨床的及び生物学的営為、並びに自然的プロセスの外での生殖を可能にする同等な効果をもつあらゆる技術」(公衆衛生法典L2141条の1)と定義される。これらによる生殖には、夫婦(カップル)間の人工授精(IAC=insémination artificielle avec le sperme du conjoint ou du concubin)、夫婦(カップル)間で行われる体外受精のように第

三者による配偶子の提供が介在しない「内性補助生殖」(procréation assistée endogène)と、第三者の精子を用いた人工授精(IAD=insémination artificielle avec donneur)、第三者提供の精子または卵子による体外受精など、第三者による配偶子の提供が介在する「外性補助生殖」(procréation assistée exogène)とが存在する。

[三] 本条1項は、「外性補助生殖」の場合に第三者たる配偶子の提供者と子との間では親子関係が確立されえないことを規定する。提供者の匿名性の原則(16条の8参照)から導かれる帰結である。

本条2項は、提供者に対して損害賠償を求める訴えを提起することを禁止する。たとえば、第三者による配偶子の提供によって遺伝病が発生したとしても、提供者には責任はない。このような提供者の責任の排除は、提供者の減少を避けるためでもある。

第311条の20 (1994年7月29日の法律第653号) ①生殖のために第三者たる提供者の介在を必要とする医療補助に頼る夫婦又は内縁関係にある者は、秘密が守られるという条件のもとに、前もって裁判官又は公証人にその同意を与えなければならない。裁判官又は公証人は、それらの者に親子関係に関するそれらの者の行為の帰結を知らせる。

②医療的に補助された生殖に与えられた同意は、子がその医療的に補助された生殖から生まれたのではないこと又は同意が効力を奪われたことが主張されない限りは、(2005年7月4日のオルドナンス第759号)《親子関係の確立を目的とする又はそれを争う》すべての訴えを禁止する。

③同意は、医療的に補助された生殖の実行の前に生じた、死亡、離婚若しくは別居の申請の提出又は生活の共同の消滅の場合には、効力を奪われる。同意は同様に、男又は女が、書面によりかつ医療的に補助された生殖の実行の前に、この補助を実施することを負った医師のもとで、同意を撤回したときにも効力を奪われる。

④生殖に対する医療補助に同意した後に、それから生まれた子を認知しない者は、母に対して及び子に対して責任を負う。

⑤ (2005年7月4日のオルドナンス第759号)《更に、その父子関係が裁判上宣言される。その訴えは、第328条及び第331条の規定に従う。》

Art. 311-20 (*L. n° 94-653 du 29 juill. 1994*) Les époux ou les concubins qui, pour procréer, recourent à une assistance médicale nécessitant l'intervention d'un tiers donneur, doivent préalablement donner, dans des conditions garantissant le secret, leur consentement au juge ou au notaire, qui les informe des conséquences de leur acte au regard de la filiation.

Le consentement donné à une procréation médicalement assistée interdit toute action (*Ord. n° 2005-759 du 4 juill. 2005*) «aux fins d'établissement ou de contestation de la filiation» à moins qu'il ne soit soutenu que l'enfant n'est pas issu de la procréation médicalement assistée ou que le consentement a été privé d'effet.

Le consentement est privé d'effet en cas de décès, de dépôt d'une requête en divorce ou en séparation de corps ou de cessation de la communauté de vie, survenant avant la réalisation de la procréation médicalement assistée. Il est également privé d'effet lorsque l'homme ou la femme le révoque, par écrit et avant la réalisation de la procréation médicalement assistée, auprès du médecin chargé de mettre en œuvre cette assistance.

Celui qui, après avoir consenti à l'assistance médicale à la procréation, ne reconnaît pas l'enfant qui en est issu engage sa responsabilité envers la mère et envers l'enfant.

(*Ord. n° 2005-759 du 4 juill. 2005*) «En outre, sa paternité est judiciairement déclarée. L'action obéit aux dispositions des articles 328 et 331.»

[一] 本条1項は、「外性補助生殖」[⇒前条の注釈(二)参照]の場合にその依頼者である夫婦または内縁カップル(どのような夫婦・カップルがPMAを用いることができるかについては、公衆衛生法典L2141条の2・3項など参照)が事前に裁判官または公証人に同意を与えなければならないことを規定する。この場合には、生物学的親子関係がない者の間に法律上の親子関係が認め

られることになるため、このような手続が求められている。裁判官または公証人は、依頼者に親子関係に関するそれらの者の行為の帰結（前条・本条の規定など）についての情報を提供する。裁判官または公証人は、依頼者である夫婦または内縁カップルの（産児）計画が妥当かの判断をすることはできない。なお、同意はPMAの実行前であれば、いつでも撤回できる（本条3項）。

〔二〕本条2項以下には、医療的に補助された生殖から生まれた子の親子関係についての規定が置かれる。依頼者が夫婦である場合には、共通法に従い、夫の父性推定（⇒312条以下）が働くことになる。しかし、医療的に補助された生殖に対して夫の同意があった場合には、（夫によっても他の者によっても）この親子関係を争うことは原則として禁止される（本条2項）。もっとも、この原則には2つの例外が規定されている。その1つは「子がその医療的に補助された生殖から生じたのではないこと」が主張される場合である。この場合には、子が母の姦通から生まれたことが証明されなければならない（しかし、この証明は困難であろう）。第2の例外は、同意が効力を奪われたことが主張される場合である。どのような場合に同意の効力が失われるかについては、本条3項が規定する。

〔三〕依頼者が婚姻していないカップルである場合には、立法論としては外性補助生殖に与えられた同意が認知に相当すると規定することも考えられたが、1994年法の立法者はそのような方法を採用しなかった。したがって例えば、第三者の精子を用いた人工授精（IAD）に同意した男性（内縁カップルの夫）とそれによって生まれた子との親子関係の確立については、共通法に従い（⇒310条の1）認知等が必要となる（この認知を争うことは原則としてできない⇒本条2項）。認知がなされない場合について、本条4項は、子を認知しない者が母子に対して責任を負うことを規定する。すなわち、たとえば上のような例で認知しない男性（内縁カップルの夫）は母子に対して出産や養育についての費用を賠償する責任を負う。さらには、本条5項は、子を認知しない者と子との父子関係が裁判上宣言されることを規定する。この訴えで原告に求められるのは、子が医療的に補助された生殖によって生まれたことの証明である（被告が子の真の父であることの証明ではない）。